

令和 7 年度

目黒区立東根小学校  
いじめ防止基本方針

目黒区立東根小学校  
令和 6 年 4 月改定

## 1 目黒区立東根小学校いじめ対策基本方針策定の意義

目黒区立東根小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法第13条、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）、目黒区いじめ防止対策基本方針（平成29年4月制定）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものという。

（いじめ防止対策推進法第2条）

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （1）いじめに対する基本的な認識

いじめは、いじめを受けた児童の人権と教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命を重大な危険におとしいれたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは、いじめ防止対策推進法第4条にも「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている通り、重大な人権侵害であるとともに絶対に許されない行為であり、いじめを防止するために、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携して取り組む必要がある。

このような認識をすべての教職員で共有するとともに、いじめはどの児童にも、どの学校・学級においても起こり得るものとの認識に立ち、児童が安心して学校生活を送ることができるよういじめの防止等に取り組んでいかなければならない。

なお、いじめの防止等に取り組むに当たっては、関係する児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に取組を進めていく。

### （2）学校及び教職員の責務

- ・ 全ての教育活動を通じて児童の豊かな情操や道徳心、心の通い合う人間関係を構築する力を育成すること。
- ・ いじめについて考えたり、話し合ったりする活動の場を設定し、いじめを許さない意識を醸成すること。
- ・ 教職員による児童の様子の見守りを行うことや、アンケート等を活用していじめの早期発見に努めるなど、組織的に対応すること。
- ・ 地域全体でいじめの未然防止に取り組めるよう、地域や保護者へいじめの未然防止についての啓発活動を行うこと。
- ・ いじめを発見した場合、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、適切かつ迅速にいじめの解決を図るとともに、いじめを受けた児童を守る取組を徹底すること。
- ・ いじめを受けた児童を守るとともに、いじめを行った児童を、教育的配慮の下、いじめに至った経緯などを理解し、適切に指導すること。

### (3) 保護者の責務

- ・ 保護する児童がいじめを行わないように規範意識を養うための教育等に努めること。
- ・ 保護する児童がいじめを受け、又その疑いがあると思うときは区、学校及び関係機関と連携を図るなど適切にいじめからの保護を図ること。
- ・ 区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力するよう努めること。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等に対策についての組織として「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、本校におけるいじめの防止等の対策について、すべての教職員が一致団結して、組織的に対応できるようにする。学校だけでは対応しきれない場合は、「いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

### (1) 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、生活指導主任、学年主任、専科主任、日本語国際学級主任、きこえことばの教室主任、特別支援コーディネーターとする。

なお、必要に応じてスクールカウンセラー、いじめ事案等に関する教職員を招集する。

### (2) 「いじめ対策委員会」の役割

「いじめ対策委員会」は、本校におけるいじめの防止等の対策について、次に掲げる事項等について調査・検討を行う。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成
- イ 校内研修の企画
- ウ 実態把握及び情報収集
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査
- カ 再発防止に向けた取組の実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、年間計画の取組の進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証する。

### (3) 「学校サポートチーム」の構成員

警察職員（学校サポートー）、児童相談所児童福祉士、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー 等とする。

## 5 いじめの防止等に関する具体的な取組

「学校基本方針」項目3「いじめの防止等に関する基本的な考え方」に基づき、いじめの防止等に向けた具体的な取組を行っていく。

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こり得ることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動

が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げるような取組を計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用したセルフチェックや校内研修の実施
- イ 各教科等における人権教育、道徳教育の実施
- ウ 各教科等におけるコミュニケーション能力の育成を目指した言語活動、体験活動等の充実
- エ 学校行事、学級活動の充実による望ましい集団活動の展開
- オ 東京都教育委員会が定めたふれあい月間に加えて、年4回のふれあい週間の設定
- カ なかよし班やきょうだい学年等の異学年交流の充実
- キ 「STOP！いじめ 私の行動宣言」の作成等、いじめ未然防止に向けた活動の充実

## （2）いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

そのためには、教職員は、日頃から児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、見守りの際のアンテナを高く保つとともに、児童一人ひとりとの信頼関係の構築に努めて相談しやすい雰囲気を醸成するようにする。また、教職員相互が積極的に児童の実態の情報交換を行い、情報を共有していく。あわせて、次のような取組を積極的に行う。

- ア 月1回のいじめ発見のためのアンケート調査の実施
- イ ふれあい月間における全員面談の実施
- ウ 年4回のふれあい週間の設定
- エ よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)の実施及び分析・活用
- オ スクールカウンセラーによる全員面談（第5学年）
- カ 保護者会・個人面談における保護者への支援・助言

## （3）いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

- ア いじめ発見のためのアンケート調査結果等に基づく実態把握
- イ 学級ごとのいじめ把握・報告票の活用
- ウ いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケア
- エ いじめを行った児童に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援
- オ 月1回の定例「いじめ対策委員会」での情報共有
- カ アンケート調査等を通じて把握した情報を基づくいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化
- キ 把握した情報に基づく記録の作成と教育委員会への提出及び連携
- ク いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連携

#### (4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援教室、きこえことばの教室、日本語国際学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。このような児童に対するいじめの防止等に向けて、当該児童に係る情報を全教職員で共有する機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次のような取組を行っていく。

ア 学級担任と各特別支援学級担任、学習支援員の連携

イ 児童理解全体会、生活指導夕会での情報共有

ウ 特別支援学級、特別支援教室教員による理解啓発授業の実施

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処がされるよう次のような取組を行っていく。

ア 「情報モラル」をテーマにしたセーフティ教室の実施

イ 保護者会、セーフティ教室における保護者懇談会、各種研修会等を活用した保護者への啓発

ウ インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

#### (6) いじめの防止等に係る取組についての年間計画（令和6年度）令和6年3月案

	開発的指導・未然防止	早期発見	早期対応
4月	・教職員研修会❶ ・保護者会		・いじめ把握・報告票の活用(年間)
5月	・S Cによる全員面談⑤ ・児童理解全体会1	・みんなのアンケート	
6月	・ふれあい月間 ・ふれあい週間（休み時間のふれあい等） ・「STOP!いじめ 私の行動宣言」の作成 ・教職員研修会❷	・ふれあいアンケート（記名式） ・「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」の実施	・いじめ把握・報告票 区報告
7月	・各教科における人権教育、 道徳教育 ・各教科における言語活動、 体験活動	・個人面談	・各種相談窓口の周知
8月	・学級活動 ・特別活動		
9月	・保護者会	・いじめ無記名式アンケート	・いじめ把握・報告票 区報告
10月	・学校行事 ・なかよし班活動	・みんなのアンケート	
11月	・きょうだい学年交流 ・人権標語	・ふれあいアンケート（記名式） ・個人面談	
12月	・ふれあい週間（「いじめ問題」について） ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議⑥	・みんなのアンケート	・いじめ把握・報告票 区報告 ・各種相談窓口の周知
1月		・みんなのアンケート	
2月	・ふれあい月間 ・保護者会	・ふれあいアンケート（記名式）	
3月		・みんなのアンケート	・いじめ把握・報告票 区報告 ・児童の問題行動調査 作成

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(いじめ対策推進法第28条)

アの「児童の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

(オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イの「相当の期間」とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして適切に対応を進める。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

### (3) 重大事態の調査主体と調査組織

いじめ事案に係る調査は、基本的には学校で行うが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

「いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公立性・中立性の確保に努めた構成により、校長が組織を設置して調査を行う。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、教育委員会から必要な指導又は人的措置も含めた支援を受ける。

### (4) 重大事態の調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためにものである。なお、調査に当たっては、次の点に留意しながら客観的な事実関係を明確に把握する。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。その際、個別の事案が外部に明らかになったり、いじめを受けた児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や

情報を提供した児童を守ることを最優先とする。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を迅速に止める。いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

**(5) 重大事態の調査結果の提供及び報告**

学校が主体となって行った重大事態の調査結果については、次のことに留意して結果の提供、報告を行う。

ア いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び保護者に対して適時、適切な方法で提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 重大事態の調査結果の報告

学校は教育委員会に調査結果を報告するに当たっては、いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。